

今年も被扶養者確認調書の提出にご協力ください！

健康保険組合では、毎年、被扶養者として認定されている方が現在も被扶養者の資格があるかどうかを確認しておりますが、今年度は12月初旬に「被扶養者確認調書（異動届）」を会社へお送りしております。お手元に届きましたら、「被扶養者資格確認チャート」の内容を確認の上、収入に関する証明書類などの必要書類を添付して、「被扶養者確認調書（異動届）」に記入・押印のうえ、会社のご担当者へ提出してください。

●資格確認対象者

18歳以上の被扶養者（平成9年4月1日以前に生まれた方）

ただし、次のア～ウの方は対象にはなりません。

ア) 平成27年1月1日以降に認定された被扶養者

※平成27年1月1日以降に再雇用または転籍した方の被扶養者は資格確認の対象になります。

イ) 平成28年3月31日までに後期高齢者になる被保険者（昭和16年3月31日以前生まれ）の被扶養者

ウ) 平成28年3月31日までに後期高齢者になる被扶養者（昭和16年3月31日以前に生まれた方）

●提出期限

平成28年1月29日（金）組合必着

（注）提出期限までに書類が提出されない場合は、資格の要件を満たしていないと判断し、平成28年1月1日付けで被扶養者の資格を喪失することになります。なお、この方については、調査の上、場合によっては遡って喪失することになります。

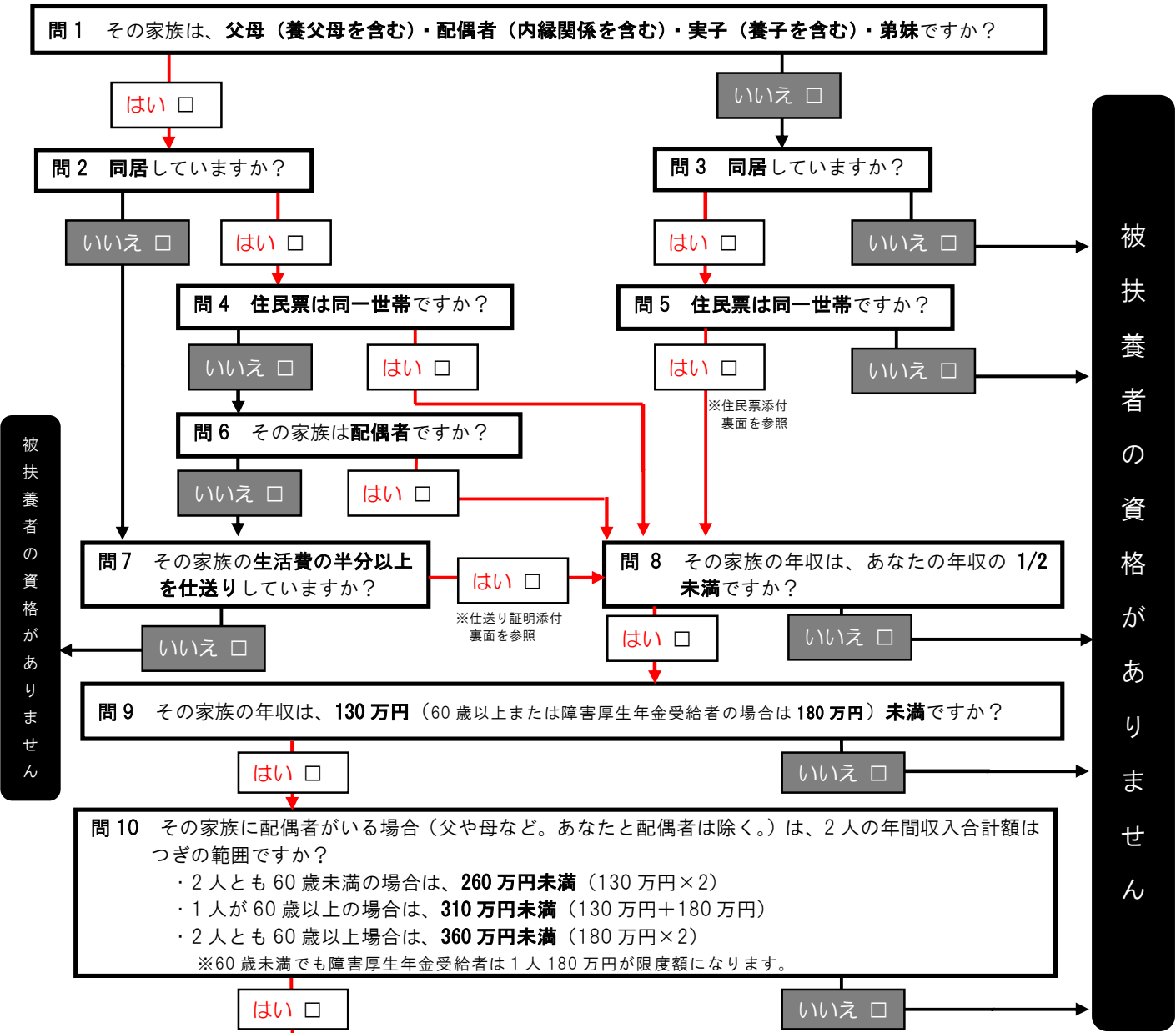
被扶養者の方からは保険料はいただいておりませんが、高齢者医療制度への支援金や介護納付金を算出する計算式には、赤ちゃんから74歳まですべての被扶養者の人数も組み込まれているため、被扶養者の資格がない人が加入したままになっていると組合財政を圧迫することになり、結果として保険料率の引き上げなど、皆さまの負担増につながるようになります。

例年、被扶養者の資格がない人がそのままになっているケースが多く見受けられますので、就職などにより被扶養者の資格がなくなった場合は、速やかに手続きを行っていただきますようお願いいたします。

被扶養者資格確認チャート

※このチャートは、今回の資格確認対象者の続柄に限定して作成しています。

被扶養者確認調書(異動届)に記載されているご家族についておたずねします。
 それでは、問1から問10まで「はい」か「いいえ」にチェックして進んでください。



以上であなたの扶養家族であることが確認できました。
 次の質問からは、その家族の収入についての証明書類を決める質問です。
 問11から問14まですべてを「はい」か「いいえ」にチェックをして裏面の証明書類を確認してください。

問11	その家族の認定年月日は平成26年1月1日以前ですか？	認定年月日は平成26年1月1日以前 →	はい <input type="checkbox"/>
	※認定年月日は保険証か確認調書で確認してください。	認定年月日は平成26年1月2日以降 →	いいえ <input type="checkbox"/>
	なお、平成27年1月1日以降に再雇用または転籍した方は「はい」にチェックしてください。		

問12	その家族は年金や恩給を受給していますか？	はい <input type="checkbox"/>
		いいえ <input type="checkbox"/>

問13	平成27年(平成27年1月1日~平成27年12月31日)は、所得税法上の扶養控除の対象者でしたか？	はい <input type="checkbox"/>
		いいえ <input type="checkbox"/>

問14	平成28年(平成28年1月1日~平成28年12月31日)は、所得税法上の扶養控除の対象者として申告しましたか？	はい <input type="checkbox"/>
		いいえ <input type="checkbox"/>

表面の質問の回答が「はい」か「いいえ」によって、提出していただく証明書類が決まりますので、次の表に従って証明種類をそろえて提出してください。

質問番号	回答	証明書類等
問 5	はい	世帯全員の住民票（原本）※住民票記載事項はすべて省略しないでください。 住民票はお住まいの市区町村役場で発行されます。手数料はご負担下さい。
問 7	はい	次のいずれか一つ（過去 1 年間の仕送り総額がわかるもの） ①送金している場合 →・口座振替依頼書（写）または振込人が記載された預金通帳（写） ②一つの預金通帳(カード)により送金と引出しをしている場合 →・預入れと払出しが記載された預金通帳（写） ③その他 →・住居賃貸料や学費等を振り込んだ控え（写）
問 11	はい	次のいずれか一つ ・被扶養者（家族）の「平成 27 年度課税（非課税）証明書（原本）」 ※平成 26 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの収入額が記載されたもの 課税（非課税）証明書はお住まいの市区町村役場で発行されます。手数料はご負担下さい。 ・現在学生の場合は学生証（写）
	いいえ	必要な書類はありません
問 12	はい	次のいずれか一つ ・受給している全ての「直近の年金改定通知書（写）」 ・受給している全ての「直近の年金振込通知書（写）」
	いいえ	必要な書類はありません
問 13	はい	次のいずれか一つ〔被扶養者（家族）に収入がない方は必要ありません〕 ・被保険者（本人）の「平成 27 年分給与所得の源泉徴収票（写）」 ※控除対象者の氏名が記載されているもの ・被扶養者（家族）の「平成 27 年分給与所得の源泉徴収票（写）」 ・被扶養者（家族）の「直近の 3 か月分の給与明細書（写）」
	いいえ	次のいずれか一つ ・被扶養者（家族）の「平成 27 年分給与所得の源泉徴収票（写）」 ・被扶養者（家族）の「直近の 3 か月分の給与明細書（写）」
問 14	はい	事業主の証明（確認調書の事業主証明欄に押印）
	いいえ	被扶養者（家族）の「直近の 3 か月分の給与明細書（写）」

【注意】 添付する証明書類につきましては、プライバシー保護の観点から、直接、当健康保険組合へ提出することを希望される場合は、その証明書を封筒などに封入封かんし「親展」と書いて、会社へ提出してください。（会社では開封せず、そのまま提出することになります。）

代表的なケース

- 妻(40歳) 平成 20 年 4 月 1 日から被扶養者となっており、そのときから専業主婦で収入はありません。
問 11 が「はい」 ・平成 27 年度非課税証明書（原本）
問 13 が「はい」 ・必要な書類なし
問 14 が「はい」 ・事業主の証明
- 妻(40歳) 平成 26 年 4 月 1 日から被扶養者となっており、そのときからパートで年収約 100 万円です。
問 11 が「いいえ」 ・必要な書類なし
問 13 が「はい」 ・被扶養者（家族）の平成 27 年分給与所得の源泉徴収票（写）
問 14 が「はい」 ・事業主の証明
- 母(70歳) 平成 25 年 1 月 1 日から被扶養者となっており、収入は老齢基礎と遺族年金約 160 万円のみです。
問 11 が「はい」 ・平成 27 年度非課税証明書（原本）
問 12 が「はい」 ・受給している全てについて、それぞれ直近の年金改定通知書（写）
問 13 が「はい」 ・必要な書類なし
問 14 が「はい」 ・事業主の証明
- 子ども(20歳) 平成 24 年 4 月 1 日から被扶養者となっており、別居して大学に通学しています(収入なし)。
問 7 が「はい」 ・預金通帳（写）
問 11 が「はい」 ・学生証（写）
問 13 が「はい」 ・必要な書類なし
問 14 が「はい」 ・事業主の証明

ご不明な点は、当健康保険組合 業務課（03-3833-6162）までお問い合わせください。

被扶養者資格確認チャートの訂正および捕捉説明について

被扶養者資格確認チャートに誤りがありました。お詫び申し上げますとともに、以下のとおり訂正させていただきます。

1. 問 11 の 下線部の平成 27 年 1 月 1 日以降… を 平成 26 年 1 月 1 日以降… に訂正します。

正	問 11 その家族の認定年月日は平成 26 年 1 月 1 日以前ですか？ 認定年月日は平成 26 年 1 月 1 日以前 → はい <input type="checkbox"/>
	※認定年月日は保険証が確認調書で確認してください。 認定年月日は平成 26 年 1 月 2 日以降 → いいえ <input checked="" type="checkbox"/>
	なお、平成 26 年 1 月 1 日以降に再雇用または転籍した方は「はい」にチェックしてください。
誤	問 11 その家族の認定年月日は平成 26 年 1 月 1 日以前ですか？ 認定年月日は平成 26 年 1 月 1 日以前 → はい <input type="checkbox"/>
	※認定年月日は保険証が確認調書で確認してください。 認定年月日は平成 26 年 1 月 2 日以降 → いいえ <input checked="" type="checkbox"/>
	なお、平成 27 年 1 月 1 日以降に再雇用または転籍した方は「はい」にチェックしてください。

2. 問 11 の下線部の「転籍」の意味は次のとおりです。

転籍	ここでは、当健保組合に加入している親会社と子会社など資本関係のある企業間（企業グループ内）の出向等や二以上事業所勤務に該当することになり、健康保険被保険者資格の喪失と取得が同日付で行われた雇用状態をいいます。
----	--

3. 問 5 で「はい」となって「世帯全員の住民票（原本）」を添付する場合は、個人番号（マイナンバー）を省略し、その他は省略しないでください。

正	質問番号	回答	証明書类等
	問 5	はい	世帯全員の住民票（原本） ※住民票記載事項は個人番号（マイナンバー）を省略し、その他は省略しないでください。 住民票はお住まいの市区町村役場で発行されます。手数料はご負担ください。
	問 7	はい	次のいずれか一つ（過去 1 年間の仕送り総額のわかるもの） ①送金している場合 → ・□座振替依頼書（写）または振込人が記載された預金通帳（写） （以下、省略）
誤	質問番号	回答	証明書类等
	問 5	はい	世帯全員の住民票（原本） ※住民票記載事項はすべて省略しないでください。 住民票はお住まいの市区町村役場で発行されます。手数料はご負担ください。
	問 7	はい	次のいずれか一つ（過去 1 年間の仕送り総額のわかるもの） ①送金している場合 → ・□座振替依頼書（写）または振込人が記載された預金通帳（写） （以下、省略）